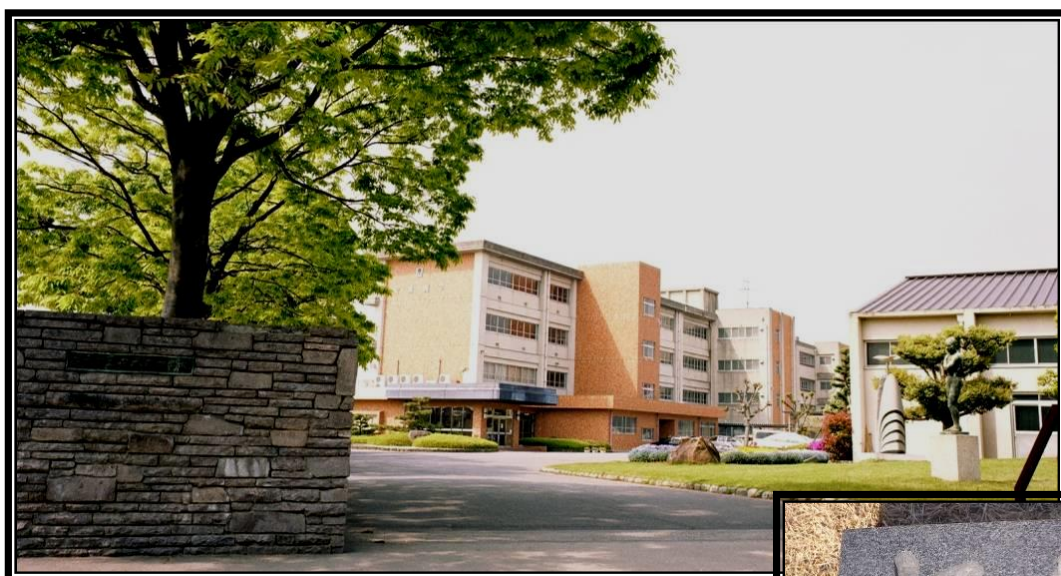


安城市立安城南中学校

「君も今日から南中生」



あいさつ・歌・花は南中文化

〒446-0043 安城市城南町2丁目7番地2

電話 0566(75)3531

FAX 0566(75)3592

E-mail minami@anjo.ed.jp

安城南中学校校歌

一 かがやく朝の日のひかり

きよいところはわれらの誇り

おしえ楽しいまなびやに

ああはるかにも仰ぐ嶺

希望の雲はわきのぼる

未来の真理をひらくもの

きそえ 安城南中

二 明治の水はその昔の

いさを流してうるおすほとり

みのりあふれる広野原

ああこだまして歌う鳥

みおやのこえは呼んでゐる

未来のさかえをになうもの

勇め 安城南中

三 嵐のゆくてふみこえて

若いいのちはいまこそ伸びる

知恵も明るいこの窓に

ああ色映えてかかる虹

平和の花はほほえむよ

未来のしあわせ築くもの

こぞれ 安城南中

【内 容】

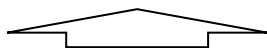
- ・教育目標・小学校とのちがい・学級活動・生徒会活動・部活動
- ・服装・身なり・登下校・学校生活
- ・(続き)学校生活・自転車通学のきまり
- ・(続き)自転車通学のきまり
- ・安城南中学校 通学路・一般自転車通学許可区域図
- ・道路交通法改正のポイント(愛知県警より)
- ・日課表
- ・最終下刻時刻
- ・自分を伸ばすために、こんなことに心がけましょう
- ・入学準備のための物品購入について(取り扱い業者など)
- ・持ち物への記名のしかた
- ・LINE等SNS利用に関する家庭内ルールの作成について(お願い)
- ・ケータイ・スマホ宣言
- ・本校グランドデザイン
- ・生徒会会則
- ・熱中症対策のための服装について
- ・防寒着・防寒具の使用について
- ・新制服規定書

教育目標

校訓「拓く」…自分を拓く・未来を拓く



伸ばしたい資質「自主・自立」「豊かな感性」



学校経営方針「いのちを大切に生きる」

安城南中グランドデザインより

小学校とのちがい

- ・中学校で3年間過ごし、卒業後は自分が決めた上級学校（高等学校・高等専門学校・専修学校など）や就職など、それぞれの進路へ進みます。そのため、中学校は「大人になって社会に出ていくための準備期間」になります。
- ・1時間の授業は、50分授業が原則です。
- ・中学校の学習は、教科ごとに先生が変わります（教科担任制）。国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語、道徳、学級活動、総合的な学習の時間があります。
- ・自分で部活動を選ぶことができます。部活動は、自由参加です。
- ・学習内容がどの程度身についたかを知るために、定期テストを行います。定期テストの1週間前からは部活動が中止となり、学習に集中します。
- ・通学班での登下校はありません。自分で登下校をします。自転車通学が許可される地域があります。

学級活動・生徒会活動

- ・学級活動や生徒会活動を通して、自分たちで考え、行動し、よりよい南中を作りあげます。
- ・級長や学級庶務を中心として、仲間同士で高め合える学級作りをします。
- ・各学級の係のほか、教科リーダーを決め、教科連絡や集配物のとりまとめ等の仕事を行います。
- ・学級の代表として代議員が生徒議会に参加し、学級の意見を生徒会へと広げていきます。
- ・生徒会は、生徒会執行部の他に、各委員会があります。

部活動（希望制）

※各年度、変更等がある可能性があります。

運動部	文化部	活動時間等
・野球 ・サッカー ・ソフトボール ・水泳 ・陸上 ・バスケットボール ・バレーボール ・ソフトテニス ・剣道 ・卓球	・吹奏楽 ・合唱 ・美術 ・文芸 ・生活創造 ・コンピュータ	・詳細は、安城市教育委員会から出された別紙を参照してください。

- ・入学後、部活動見学や仮入部の期間があります。自分の特性や興味・関心などに合わせて、転部や退部もできますが、やりたい人は3年間続けられる部活動をよく考えて選びましょう。
- ・令和5年度新人戦より、休日の活動は月2回以内となりました。
- ・令和7年度の入学生より、「部活動地域移行」の対象となります。

誰もが安心して過ごすことのできる学校にするために…

服装・身なり等

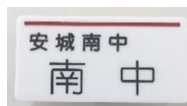
中学校は、勉強をする場所であり、社会に出る準備期間として社会性を学ぶ場所です。将来、どの仕事に就いても時と場に合わせた礼儀を示せるように、また、所属する組織や社会の規則等を守る規範意識を学ぶ場所です。これらをもとに学校の規則・ルールを考えています。

1. 制服

- ・別紙【安城南中学校 新制服規定書】を参照して下さい。旧制服の規定については、新制服の規定に準じます。

2. 名札

- ・制服の左胸ポケットにクリップで留めます。
- ・名札は入学式当日に渡します。
- ・紛失した場合は、再購入(370円)します。名札が無いときは紙名札を貼ります。



3. 頭髪・身なり

- ・頭髪の規定に男女の性差は無しとします。
- ・華美にならず清潔感のある髪型にします。いつでも試験や面接を受けられる髪型とします。
- ・前髪は眉毛程度までの長さにします。(目の保護のため) 目にかかる場合は、ピンで留めます。
- ・肩にかからない程度の長さまでとし、長い場合は、耳の高さ(耳の上)よりも低い位置で黒・紺などの地味な色のゴムで束ねます。
(リボン・花・装飾が付くなど、デザインや形状、華美な髪飾り・ヘアバンド・ヘアピンは不可)
- ・パーマ・剃り込みなどの特殊な加工をしたり、ワックスなどの整髪料は使用したりしません。また、毛染めや脱色をしません。
- ・ピアス・透明ピアス・指輪・ネックレス等のアクセサリーは使用不可とします。
- ・マニキュア・色付きリップ・マスカラ・アイプチ等の化粧はしません。(無色・無香料のリップは可)
- ・色つきコンタクト・目を大きく見せるコンタクト・華美な色、デザイン、装飾付きの眼鏡は不可とします。

4. 上履き

- ・上履き(スリッパ)や体育館シューズは、学校指定のものを使用します。
- ・スリッパの色は、緑⇒赤⇒青の順でローテーションします。(R7年度入学生は、3年間緑色を使用します。)

5. かばん

- ・学校指定のナップサック(大・中)・3ウェイバッグを使用します。(学生カバンも可)
- ・部活動の用具を入れるなど、もう一つ手さげかばん等が必要な場合は、華美でないものを使用します。
- ・学校指定のバッグに、落書きをすることやキーホルダー、バッジ等をつけることは不可とします。どうしても必要な場合(お守り等)は、かばんの内部等、外から見えない場所につけます。

6. 防寒具

- ・別紙【防寒着・防寒具の使用について】を参照して下さい。

登下校

- ・交通ルールやマナーを守り、通学路を歩いて登下校します。(7ページ地図参照)
- ・制服で登下校をします。土曜日や祝日などに部活動に参加する場合は体操服(学校指定のジャージ、または部活動の服装)でもかまいません。また、下校後に再登校する場合も、制服か学校指定の体操服(ジャージ)とします。
熱中症対策についての服装は、別途お知らせします。
- ・ナップサックは、両肩で背負います。(現状は、ほとんどの生徒がナップサックを使用。)
- ・登下校中(休日の部活動も含む)に、お店や公園、友人の家などに立ち寄りません。(緊急時は除く)
- ・始業時刻10分前までに登校します。(7:50 昇降口開錠、8:00 昇降口通過、8:10 に着席完了)

学校生活

1. 授業

- ・自ら積極的に学習に取り組みましょう。
- ・授業準備や教室移動は放課の間に行い、チャイム前にゆとりをもって着席(二チャイム前着席)をします。チャイムと同時に授業が始められる状態を整えます。

2. 給食・清掃

- ・給食は、4限授業終了後、速やかに準備を始めます。
- ・給食準備中にはマスクを着用します。また、布ナフキンを各自で用意します。
- ・清掃時、スカートの代わりに学校指定のジャージやハーフパンツを着用しても構いません。
- ・心を育てるために、黙々と学校のために働く、黙働清掃を行っています。

3. 学用品(持ち物には記名をしましょう) ※10ページ参照

- ・教科書は、入学式当日に配布します。授業で使うノート等については、各教科担任から指示があったものを使用します。入学前に急いで購入する必要はありません。
- ・筆箱や筆記用具等は、シンプルなものを使用します。派手な絵柄の入ったものや、華美なものは使用しません。(普段から、高校入試や就職試験でも使えるものを意識しましょう)
- ・スマホ、お菓子、マンガ本など、授業に必要なもの(二 不要物)は持ってきません。
- ・教科書やノートなどは、特に家庭で使う必要がなければ学校に置いておくことができます。
- ・カッターナイフ等の刃物は持参しません。持参した場合は教員が預かり、保護者に直接返却します。

4. 欠席・遅刻・早退・体育の見学について

- ・遅刻、早退や欠席をする場合、8時10分までに保護者の方から学校へ連絡してください。欠席連絡アプリ「tetoru」の利用をお願いします。(別紙参照)
- ・遅刻・早退の時は、職員室に出向き、教員に声をかけてから教室に行きます。(在校確認のため)
- ・体育を見学する場合は、生徒カードの「届出欄」をご活用下さい。保護者の方がご記入下さい。

5. その他

- ・不必要なお金は持って来ません。
- ・金銭や物の貸し借り、譲渡はしません。学校外でも、おごったり、おごられたりしてはいけません。
- ・お茶やスポーツドリンクは通年許可しています。味や香りのある水・炭酸水・ジュース類は不可です。
- ・許可していない物で、健康上の理由等により許可が必要な場合は、持ち物に関する特別許可申請書を提出します。

●1年生の主な行事(令和7年度に実施・実施予定のもの)

1 学期	2 学期	3 学期
【4 月】入学式・始業式 【5 月】新入生歓迎会 第1回定期テスト(5科) 【6 月】第2回定期テスト(4科) 【7 月】支所予選 自然教室(1泊2日) 懇談会 終業式	【9 月】始業式 第3回定期テスト(5科) 新人戦 【10月】体育祭 文化祭・合唱コンクール 【11月】第4回定期テスト(9科) 【12月】懇談会 終業式	【1月】始業式 書き初め会 【2月】第5回定期テスト(9科) 職業セミナー 卒業生を送る会 【3月】卒業証書授与式 修了式

自転車通学のきまり

1. 自転車通学許可範囲について(5ページ地図参照)

○一般許可(該当生徒は「自転車通学許可申請・同意書」を提出します)

※入学説明会で渡し、入学後に回収します。

- ・長田川より西側の横山町
- ・「赤松コミュニティセンター」北側の道より南側と、半場川より南側の赤松町
- ・石井町
- ・南安城駅～桜町小学校にかけての道路の北側

○特別許可(届出が必要です)

- ・身体上の都合、その他の特別な理由により、長期にわたり自転車通学を必要とする場合

2. 自転車の規定

- ・ハンドルは、ドロップハンドルや極端な変形ハンドルは使用しません。
- ・スタンドは、両脚スタンドとします。(片足スタンドは不安定なため不可)
- ・ライト(前照灯)、反射板、カギを必ず着けます。



・必ず防犯登録をして下さい。

・自転車通学者の自転車には、許可証(150円)を貼ります。

※許可証は、入学後に配付します。3年間使用します。

許可証を紛失した場合は、再購入してください。自転車乗り換えの場合、許可証の貼替は可です。徒歩通学者は、貼る必要はありません。

・後ろの荷台は、付けなくてもよいです。

(ナップサックが重い場合に、荷台があるとナップサックが少し支えられて軽減されます。)

3. 安全のための約束

・SGマーク付きのヘルメットを着用し、あごひもをしっかりしめて登下校します。

・ヘルメットには、南中のヘルメット用シールを貼ってください。貼る位置はヘルメットの外側でよく見える位置ならどこでもよいです。(小学校時に使っていたものに、南中のシールを貼ることも可。)

・雨天の日は、雨カッパを着用します。(クリーム色のカッパの生徒が多いです。)

※校外学習・部活・受験等で自転車に乗ることもあり、徒歩通学者もカッパ購入のご検討をお願いします。

・傘差し運転は絶対にしません。

・スカートの巻き込みが心配な場合は、ジャージかハーフパンツを着用してもよいです。

4. その他

・自転車通学を許可される生徒以外にも、校外学習、部活動の練習試合、高校入試等で自転車を利用することがあります。その場合も、上記の規定に準ずる自転車の準備をお願いします。

・令和3年10月1日施行の条例により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。ご家庭で確実に加入して下さい。

・令和6年11月1日に道路交通法が改正されました。「ながら運転」等について明記されています。

別紙「道路交通法改正のポイント」を参照してください。

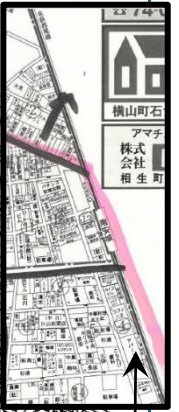


決められた場所に美しく停めます。



ナップサックは背負って乗ります。

安城南中学校 通学路・一般自転車通学許可区域図



南安城駅～桜町小学校にかけての道路の南側は徒歩通学です

名鉄の線路より西側は、徒歩通学です。

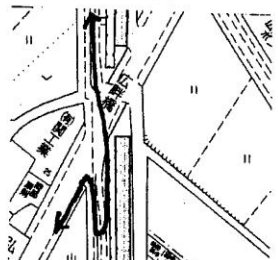


拡大図

【石井町方面】

※安全のため
地下道を通る

※行きも帰りも東側の
歩道を通る



太い線が基本の通学路です。自宅から最も近い通学路に出るようにします。この通学路を通って登下校するようにしてください。信号のある交差点や、横断歩道をわたるようにします。

- 注①：赤松町、石川建築横の交差点
ここは横断しないで、モスバガーの交差点へ出る。
- 注②：ドルフィン前の交差点
石井町からの自転車通学者は拡大図のように地下道を通る。
- 注③ 注④：錦町小学校前の県道
信号のない交差点を横断しない。信号交差点及び錦町小学校前の地下道を通る。
- 注⑤：石ナ曾根新幹線ガード下
見通しが悪い。一旦停止をする。
- 注⑥：横山町警察署前の県道
信号のない交差点を横断しない。

※太い枠線よりも外側(斜線部分)が一般自転車許可区域です。

自転車運転者講習の対象となる行為に 「酒気帯び運転」と 「携帯電話のながら運転」が追加!

※赤枠で囲んだ 13 と 15 が今改正で追加された項目です。

(道路交通法施行令第41条の3第2項第8号)



「自転車運転者講習」 受講義務の対象となる 16の自転車危険行為

- | | | |
|---|---|---|
| <p>1 信号無視
道路交通法第107条</p> | <p>2 通行禁止道路(場所)の通行
道路交通法第108条</p> | <p>3 通行が認められていない歩行者用道路での歩行者妨害
道路交通法第109条</p> |
| <p>4 歩道通行や、車道の右側通行等
道路交通法第110条
第1項又は第2項第2号</p> | <p>5 路側帯での歩行者の通行妨害
道路交通法第111条</p> | <p>6 遮断踏切への立ち入り
道路交通法第112条</p> |
| <p>7 同等の交通量等での優先車両(自動車)の通行妨害等
道路交通法第113条</p> | <p>8 右折車による直進車や左折車への通行妨害
道路交通法第114条</p> | <p>9 環状交差点での安全進行義務違反等
道路交通法第115条</p> |
| <p>10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
道路交通法第116条</p> | <p>11 歩道での歩行者妨害等
道路交通法第117条</p> | <p>12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転
道路交通法第118条</p> |
| <p>13 酒気帯び運転等
道路交通法第119条</p> | <p>14 安全運転義務違反
道路交通法第120条</p> | <p>15 携帯電話使用等
道路交通法第121条</p> |
| <p>16 妨害運転
道路交通法第122条
第1項又は第2項第1号</p> | <p>上記の危険な行為を
過去3年以内に2回以上摘発されると…
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。
※受講義務の対象となるのは14歳以上です。
命令を受けてから、3カ月以内の
指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金!!
講習(講習料2,000円)は368回 ※講習料は令和6年11月1日現在</p> | |

※13と15は赤枠で「追加された項目」です。

事故を起こせば加害者としての責任を問われることも!
万が一の事故に備えて自転車保険等に加入しましょう。

自転車の基本的なルール
「自転車安全利用五則」を
確認してみましょう。▶▶▶



令和6年11月1日施行

【参考：令和6年度版（来年度、若干の変更がある可能性があります）】

日課表 通常日課

さわやか	8:10 ~ 8:20
S T	8:20 ~ 8:28
第1時限	8:35 ~ 9:25
第2時限	9:35 ~ 10:25
第3時限	10:35 ~ 11:25
第4時限	11:35 ~ 12:25
給食	12:25 ~ 13:05
放課	13:05 ~ 13:20
第5時限	13:25 ~ 14:15
第6時限【月以外】	14:25 ~ 15:15
清掃	15:15 ~ 15:30
S T	15:35 ~ 15:45
さようなら	15:45 (下校完了16:00)
<p>生徒集会（月1回実施） 8:10~ 8:30</p> <p>月曜日：清掃 14:15~14:30</p> <p>ST 14:35~14:45</p> <p>下校完了 15:00</p>	
<p>部活動：火・水・金 15:50~ 下校時刻は日没によって異なります。</p>	

日課表 木曜日課

さわやか	8:10 ~ 8:20
S T	8:20 ~ 8:28
第1時限	8:35 ~ 9:25
第2時限	9:35 ~ 10:25
第3時限	10:35 ~ 11:25
第4時限	11:35 ~ 12:25
給食	12:25 ~ 13:05 ※翌日の教科連絡含む
放課	13:05 ~ 13:20
第5時限	13:25 ~ 14:15
第6時限【月以外】	14:25 ~ 15:15
S T	15:15 ~ 15:25
さようなら	15:25 (下校完了 15:40)
<p>木曜日課の場合は、清掃をカット</p> <p>生徒議会・委員会 15:35~16:10</p> <p>下校完了 16:25</p>	

日課表 特別日課

さわやか	8:10 ~ 8:20
S T	8:20 ~ 8:28
第1時限	8:35 ~ 9:20
第2時限	9:30 ~ 10:15
第3時限	10:25 ~ 11:10
第4時限	11:20 ~ 12:05
清 掃	12:05 ~ 12:20
給 食	12:25 ~ 13:05
放 課	13:05 ~ 13:20
第5時限	13:25 ~ 14:10
第6時限【月以外】	14:20 ~ 15:05
S T	15:10 ~ 15:20
さようなら	15:20(下校完了15:35)
月曜日:ST	14:15~14:25
下校完了	14:40
部活動:火・水・金	15:30~ 下校時刻は日没によって異なります。

最終下刻時刻

*季節によって変わりますが、原則、活動終了後（ST・部活動終了後）15分後が最終下校時刻です。

*月曜日・木曜日は、原則として部活動を行いません。休日の部活動は、原則土曜日です。日曜日に活動する場合は、土曜日を休みとし、必ずどちらかが休日となるようにします。詳しい日程は、部活動ごとに連絡があります。

部活動	部活動終了	下校完了時刻
4月1日(月)～9月13日(金)	17:00	17:15
9月17日(火)～9月20日(金)	17:00	17:15
9月24日(火)～10月4日(金)	16:45	17:00
10月7日(月)～10月18日(金)	16:30	16:45
10月21日(月)～11月1日(金)	16:15	16:30
11月5日(月)～1月10日(金)	16:00	16:15
1月14日(火)～1月24日(金)	16:15	16:30
1月27日(月)～2月7日(金)	16:30	16:45
2月10日(月)～2月21日(金)	16:45	17:00
2月25日(火)～3月14日(金)	17:00	17:15
3月17日(月)～3月31日(月)	17:00	17:15

自分を伸ばすために、こんなことに心がけましょう

【新入生のみなさんへ】

- (1) 元気よくあいさつや返事をしよう。
 - ・職場で大切にしたいこと「①元気なあいさつと返事 ②笑顔」(職場体験学習の事業所からの声)
- (2) 自分のことは、自分で自己管理しよう。
 - ・朝、余裕をもって登校できる時間に、自分で起きよう。
 - ・夜更かしせず、早寝早起きの習慣をつけよう。
 - ・自分の物は自分で整頓しよう。
- (3) ルールやマナーを守って、規則正しい生活をしよう。
 - ・時間を守ろう。時間より前に余裕をもって行動することを意識しよう。
 - ・学校や家庭のルールを守ろう。
 - ・まわりの人への気遣いを心がけよう。
 - ・外出する時は家の人に出かける場所や帰宅時間をきちんと告げて、日没前に帰宅しよう。
- (4) 学校のできごとや自分の目標、悩みを気軽に話そう。
 - ・学校からのプリント類は必ず家の人に見せよう。
 - ・悩みごとがあったら、一人で抱え込まず、家の人や先生に相談しよう。
- (5) 家族の一員として、決められた手伝いをしよう。
 - ・学校でも、家でも、まわりの人役に立つ自分になろう。
- (6) 家庭学習の習慣をつけよう。
 - ・宿題や課題に自分から取り組もう。
 - ・授業の予習や復習等、自主的に学習をしよう。

【保護者のみなさんへ】

- (1) 元気よくあいさつや返事ができる習慣を身につける。(家族、近所の人、友達など)
- (2) 自分のことは自分でする習慣を身につける。
 - ・朝、自分で起きる。
 - ・夜更かしをせず、決まった時間に自分から寝る。
 - ・自分の物は、自分で用意・管理する。
- (3) ルールやマナーを守る姿勢を身につける。
 - ・スマホや SNS の使い方、時間の使い方など、家庭内でのルールを決め、互いに守る努力をする。
- (4) 学校のできごとや自分の目標・悩みについて気軽に話し合える雰囲気づくりをする。
 - ・なかなか自分から話さないことも多くなる傾向にあるが、話してきたときに親身に子どもの声に耳を傾ける姿勢を大切にする。いつも気にかけていることが伝わるように見守り続ける。
- (5) 家族の一員として、家庭での役割を与え、自覚をもたせ、手伝いが進んでできるようにする。
- (6) 子どもたちのよりよい成長のために、温かく見守り、ときには声をかけ、応援する。
 - ・学習や運動、行事等への取り組みを応援する。
 - ・3年後、5年後、10年後の、子どもたちの「自立した姿」をイメージする。

●入学準備のための物品購入について(取り扱い業者など)●

入学に必要な物品を、各自最寄りの商店で購入してください。物品の欄に「指定」と書いてあるものは安城南中学校で指定している品物です。指定の品物については、下記の販売店を参考にしてください。運動靴とヘルメットは、扱っている販売店ならどこでも結構です。(学校での販売はしません)

	品 物	販 売 店	TEL
制 服	別紙【安城南中学校 新制服規定書】 を参考にして下さい。	イワホリ 靴・カバンの杉浦 門前堂スポーツ 三愛 学生服のノヤマ アビタ安城南店	76-2682 76-2346 76-3234 76-3815 080-7380-6312
体操服 など	ジャージ(上)(下) 指定 半そで(長そで)体操服 指定 ハーフパンツ 指定	イワホリ 靴・カバンの杉浦 門前堂スポーツ 三愛 学生服のノヤマ アビタ安城南店	76-2682 76-2346 76-3234 76-3815 080-7380-6312
履き物	体育館シューズ 指定 体育館シューズ袋 指定 スリッパ 指定 ※スリッパの色は、緑⇒赤⇒青の順で ローテーション。(R7年度入学生は、 3年間緑色を使用します。)	靴・カバンの杉浦 シューズ サロン ワカミヤ 門前堂スポーツ 三愛 学生服のノヤマ アビタ安城南店	76-2346 76-2479 76-3234 76-3815
カバン	ナップサック大(南中の校章入り) 指定 ナップサック中(南中の校章入り) 指定 3ウェイバッグ(南中の校章入り) 指定 ※学生カバンも使用できます。 ※ナップサック大の生徒が多いです。	イワホリ 靴・カバンの杉浦 シューズ サロン ワカミヤ 門前堂スポーツ 三愛 学生服のノヤマ アビタ安城南店	76-2682 76-2346 76-2479 76-3234 76-3815 080-7380-6312
ヘルメット	ヘルメット用校章シール 指定	イワホリ 靴・カバンの杉浦 門前堂スポーツ 三愛 学生服のノヤマ アビタ安城南店	76-2682 76-2346 76-3234 76-3815 080-7380-6312

- ・ヘルメットは安城市内統一でSGマーク付きを強く推奨します。SGマーク付きであれば、色や形状の指定は特にありません。小学校で使用していたものでも結構です。校章シールを購入し、貼ってください。貼る位置はヘルメットの外側でよく見える位置ならどこでもよいです。また、自転車通学許可者以外の方も同様にしてください。
- ・カッパ・傘については、特に指定はありません。(確実に記名をしてください)

●持ち物への記名の仕方●

自分の持ち物に記名をしましょう。記名は物を大切にすることへの第一歩。紛失時の証明にもなります。

名前書き方(例)	ナップサック(大・中)・3ウェイバッグ
<p style="text-align: center;"><横書き> <縦書き></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>I 南中太郎</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>I 南 中</p> </div> </div>	<p>・記入欄に学年(I)と氏名 *ナップサック(大)…内側 *ナップサック(中)…背中部分 *3ウェイバッグ …ふたの内側</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
運動靴・体育館シューズ	体操服・ジャージ
<p>・かかと部分に、学年(I)と名字(氏名可) ・シューズ袋に、学校名・学年・組・氏名</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>運動靴は、かかと部分か、靴の内側のどちらかに、必ず記名をしてください。 ※体育館シューズは、かかと部分に必ず記名をしてください。</p>	<p>・記入欄に、学年(I)と名字(氏名可) *体操服・ジャージ(上)…左胸か内側 *ハーフパンツ・ジャージ(下)…内側</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>体操服(上)・ジャージ(上)は、左胸の記名については、登下校時の防犯面での安全上、記名をしなくても構いません。ただし、その場合は、内側のタグに必ず記名をしてください。</p>
スリッパ(新1年生は緑色)	ヘルメット(SGマーク付き)
<p>・かかと部分に、名字(氏名可) ・甲の部分に、氏名</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>・記入欄(内側)に氏名 ・記入欄がない場合、内側の見えるところに氏名</p> 

○自分で、丁寧な字で書きましょう。(黒色の油性マジックが望ましい)

○学年の書き方は、「I」「II」「III」のローマ数字とし、学年が上がるときに線を書き足していきます。

○その他の学用品(筆箱、ノートなど)や、水筒、傘などの持ち物にも記名をしておいてください。

LINE等のSNS利用に関する家庭内ルールの作成について(お願い)

安城南中学校青少年健全育成協議会では、本校PTAの協力のもと、生徒間のトラブル等が全国で増加してきた平成25年度より、LINE等のSNS利用に関するトラブルを未然に防ぐことができるよう働きかけてまいりました。今年度も、安城市ふれあいネット事業による「ケータイ・スマホ宣言」とも連動して、LINE等のSNS利用について、ご家庭で話し合ってルールを作っていただくよう呼びかけを行います。生徒並びに保護者の皆様のご協力をお願いします。

記

安城南中学校の生徒は、「安城ケータイ・スマホ宣言」を守ります。

- ・個人情報を書き込んだり、人を傷つける言葉を書き込んだりしません。
- ・何かをしながら、ケータイ・スマホを使いません。(特に「ながら運転」)
- ・家族で決めた時間(例：夜9時から朝6時まで)以外は、使用しません。
- ・勉強中の使用は、必要最低限のことに限ります。
- ・定期的に大人に相談・報告をします。

そして、家族で決めたルールは必ず守って使います。

《新入生の皆さんへ》

みなさん、スマホを使っていますか。家族と話し合って決めたスマホのルールはありますか。今、スマホを使って、「家族には見せられない。見せたくない。」と思うなら、間違った使い方をしている可能性が高い状態です。いつでも家族に見てもらえる使い方をしましょう。

スマホは便利で楽しいツールですが、使い方を間違えると、インターネット上に大切な個人情報が一生残り続けることになってしまったり、自分や友達が犯罪・トラブルに巻き込まれて心の傷を負ってしまったりする可能性があります。

つらく悲しい思いをしない・させないために、上記の①～⑤のルールを家族で話し合って具体的に決めましょう。家族で決めたルールを守れば、次のようにすることができます。

- ・みなさんの睡眠時間を確保し、心も体も健康的に成長できるようになる。
- ・LINE等のSNS内での「いじめ」を防止することができる。
- ・LINE等のSNSを使った犯罪からみなさんを守ることができる。

スマホのトラブルに遭わないように、後悔することがないようにしていきましょう。

《保護者の皆様へお願い》

お子様にスマホを持たせているご家庭も多くなり、LINE等SNS内のいじめや犯罪も増え、お子様が危険にさらされることも増え続けています。また、夜遅くまでスマホを触り、生活習慣が乱れ、遅刻・不登校傾向になってしまう生徒もいます。

学校では、スマホ所持は、ご家庭の判断でお子様に持たせているものであると理解しています。そのため、校外での使用法等に関して、学校が制限をすることはできず、結果として毎年何件ものLINE等のSNSに関するトラブルが学校に持ち込まれ、問題とされています。また、重大な事件に巻き込まれている事例もあり、未然防止のためにも対処する必要があります。こうした事態に陥らないために、趣旨をご理解の上、お子様に対して指導・監督をしていただきますようお願い申し上げます。これを機に、スマホ利用に関する危険や対策などを、家族内で議論し、安全に使う方法を考えるきっかけとなることを期待しております。

《安城市教育委員会からのお願い》

安城市教育委員会では、安城市ふれあいネット事業で中学生が定めた「ケータイ・スマホ宣言」(令和元年度改訂)を遵守するよう各小中学校に働きかけています。本宣言の主旨を十分理解していただき、行き過ぎた使用とならないように宣言をご家庭の見えるところに貼るなどして、ご家庭で常に確認していただきますようご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

(問い合わせ先 安城南中学校 担当:生徒指導主事 野村 直孝 Tel 75-3531)

「ケータイ・スマホ宣言」

ケータイ・スマホの契約は、小中学生だけではできません。そのことをふまえ、保護者とよく相談の上、次のことを守って使うようにします。

わたしたちは、

① SNSに個人こじんの特定とくていにつながる情報じょうほうを載のせません。

- ・自分じぶんや相手あいてが嫌いやな思いおもをしないようにします。
- ・写真しゃしんや動画どうがを勝手かってに載のせません。
- ・一度いちど載のせた情報じょうほうは、二度にどと消けすことはできません。

② 何かなにをしながら、ケータイ・スマホつかを使つかいません。

- ・自転車じてんしゃ乗じやう車ちゆう中ちゆうや歩行ほこう中ちゆうに使つかうことは、身みの危険きけんにつながります。
- ・食しょく事中じちゆうや会かい話わ中ちゆうに使つかうことは、相手あいてに対たいして失しつ礼れいなことです。
- ・勉べん強きやう中ちゆうに勉べん強きやう以い外がいの目的もくてきで使つかうことは、集しゆう中ちゆうしにくい環かん境きやうをつくり
ます。

③ いじめやトラブルおが起こうこらない行こう動どうをします。

- ・相手あいてになっなつつもりもりりで、メッおセくジきをを送おくります。
- ・むむややみみに、自じ分ぶんの中なかの常じやう識しきや気き持もちを他た人にんに押おしし付つけけまませせん。
- ・自じ分ぶんのいえ家きで決きめめたとルもドだルるを友とも達だちにも伝つたえ、わわかかつつててももららううよよううにしまます。

④ SNSで知しり合あった人あと会あいませせん。

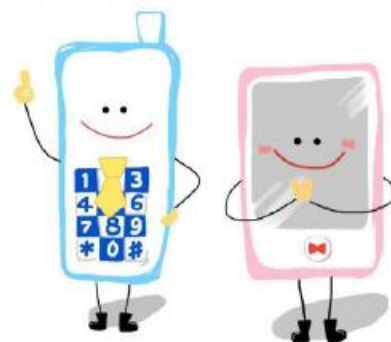
- ・知しららなない人にんやああややしい人にんをSNSで追つ加かや承しょう認にん、連れん絡らくをしまませせん。

⑤ 保ほ護ご者しゃや先せん生せいに相そう談だん・報ほう告こくししまます。

- ・おお金かにか関かんわわるるここととは、保ほ護ご者しゃの許きょ可かをとつつててかからら行おここなないいまます。
- ・困こまつつたら、一ひと人りで抱かかえこ込こままず、大お人となに相そう談だんししまます。

⑥ 家か庭ていで話はし合あつつてルるールるをつくくりりまます。

- ・一いつ日にちに使つかつつてよよい時じ間かん数すうを設せ定ていししまます。
- ・決きめめた場ば所しよ以い外がいでは使つかいいまませせん。
- ・夜や間かんは、決きめめた場ば所しよに置おいいておおききまます。



令和元年11月15日

安城市中学生ふれあい会議にて採択

令和7年度 安城市立安城南中学校グランドデザイン

校訓 「拓く」…「自分を拓く」「未来を拓く」 不確定な未来を生き抜く 人材の輩出

<学校経営方針> いのちを大切に生きる

自主・自立 豊かな感性

いのちを

日々のつながり

- ・年間を通じた「縦割り団」による学校行事や生徒会活動
- ・「自知」→「立志」→「自立」へ向かうキャリア教育

- ### いのちを伸ばす
- ・「かわわり」を生かし、みんなで学ぶ
 - ・楽しさやよさを感じられる学習活動
 - ・「振り返り」で個々の思いをとらえつつ達成感を感じさせる授業づくり
 - ・努力や継続して取り組む大切さが感じられる部活動

支える

日々の教育実践

- ・自他のよさを感じ、互いを認め合える
- ・温かい集団(学年・学級)づくり
- ・ピアサポート等を活用した子ども同士のつながりづくり

いのちを守る

- ・交通事故や病気等、いのちの危険から守る予防策の徹底
- ・いのちの大切さを感じさせる活動(道徳等)の充実
- ・ゲートキーパーを意識した教職員の日々のサポート

地域とともにある学校

【学校運営協議会(コミュニティ・スクール)】

地域学校協働活動

【地域連携】

- ・地域と接点のある教育活動や体験的な活動
- ・地域の一員として地域貢献活動(ONEボランティアなど)
- ・総合的な学習の時間や委員会活動の学校外展開
- ・文化部活動の地域公演
- ・地域の子どもの地域で育む体制づくりの支援
- ・学校を核とした地域づくり(地域の方によるやりがいとしてのボランティア参画)

【学校間連携】

- ・小中高の児童生徒交流
- ・小中高の指導の継続性

【情報発信】

- ・HPやたより、学校公開等を活用し、家庭、地域、小学生、高校生への教育活動の情報発信

【評価】

- ・学校評価アンケート
- ・青少年健全育成会

生徒会会則

第一章 名称

第1条 本会は安城南中学校生徒会と称する。

第二章 目的

第2条 本会の会員の自主性を尊重し、会員相互の理解と協力に基づく活動を行い、会員の学校生活の保障と向上を図ると共に、社会の形成者としての基礎を養うことを目的とする。

第三章 会員

第3条 本会の会員は、安城南中学校に所属する生徒全員とする。

第四章 役員

第4条 本会は、次の役員をおく。会長1名、副会長2名、執行委員3名

第5条 役員は、全会員の投票により選出する。ただし、副会長1名および執行委員1名は下の学年より選出する。

第6条 会長は、生徒会の首長であり、生徒会の全責任を負う。前期生徒会長は、文化祭実行委員長を兼任し、企画・運営にあたる。

第7条 副会長は会長を補佐し、会長不在の時、代行する。

第8条 執行委員は、会長、副会長と協力して、生徒会活動の企画・運営にあたる。

第9条 役員の任期は、前期(4月～9月)・後期(10月～3月)を原則とする。再選を妨げない。文化祭実行委員長の任期は、文化祭終了までとする。

第10条 役員が任務を果たせなくなった場合は、欠員とする。

第11条 役員は全会員の三分の二以上の署名が議長に提出された場合、辞任しなければならない。

第五章 委員長

第12条 各種委員会委員長は、全会員の投票により選出する。副委員長は、委員の互選とする。

第13条 各種委員会委員長は、委員会を組織し、よりよい学校づくりに励む。

第14条 委員長が任務を果たせなくなった場合は、副委員長が代行する。

第15条 委員長の任期は、前期(4月～9月)・後期(10月～3月)を原則とする。再選を妨げない。

第16条 委員長は、全会員の三分の二以上の署名が議長に提出された場合、辞任しなければならない。

第六章 代議員

第17条 代議員は、各学級から1名選出する。

第18条 代議員は、学級の代表として、生徒議会に出席し、議事について意見を交わし、採決に加わる。

第19条 代議員が任務を果たせなくなった場合は、学級から互選する。

第20条 代議員の任期は、前期(4月～9月)・後期(10月～3月)を原則とする。再選を妨げない。

第21条 代議員は、無記名投票で学級全員の三分の二以上によって要求された場合、辞任しなければならない。

第七章 議会

第22条 議会は、役員および委員長、代議員で構成する。

第23条 議会の議長は、代議員の互選によって決定し、議長は、議会の議事を司る。

第24条 議会は、次の諸事項を協議決定する。

- (1) 会則の作成および改廃に関する事項
- (2) 生徒委員会の構成に関する事項
- (3) 生徒会行事に関する事項
- (4) 生徒の学校内外の生活に関する諸問題
- (5) 会則の目的を達するために必要な事項

第25条 全体の生徒にかかわる提案は、議会によって承認を得なければいけない。

第26条 議会は、生徒委員会と交互に開く。会長は、必要に応じて臨時議会を招集することができる。

第八章 総会

第 27 条 総会は、学校長の承認を得て実施できる。

第九章 最高決定権

第 28 条 議会の決定事項は、学校長の承認を得て実施する。

第十章 先生顧問

第 29 条 議会、各委員会には、先生顧問をおく。先生顧問は、議会、各委員会に出席して指導助言をする。

第十一章 財政

第 30 条 生徒会予算は、先生顧問によって会員に公開される。

第十二章 修正改廃

第 31 条 本会則の改正、改廃の案は、先生顧問によって書類にされた後、議長に提出される。

第 32 条 本会則の改正、改廃は、議会の三分の二以上の承認によって可決され、成立する。

第十三章 事務局

第 33 条 本会の事務局は、安城南中学校におく。

付則 慶弔慰規定

(1) 会員が傷病のため連続 7 日間以上入院した場合は、学級担任が見舞いに行く。

(2) 会員が死亡した場合は、香料および職員と合同で花輪一對を贈る。

保護者様

安城市立安城南中学校長 都築 智

熱中症対策のための服装について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、日々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は本校の教育諸活動に対し、各種ご協力いただき誠に感謝申し上げます。

さて、近年の世界的な異常気象により、熱中症など命の危険にもかかわる気温上昇や急な冷え込み等が起きています。その日の気候や自分の体調等を考えて、生徒自身が服装を柔軟に選択できるようにしていくことも大切だと考えます。

そこで、昨年度同様服装の規定について、下記のようにさせていただきますので、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 衣替え期間の廃止について

・本案内後、本年度3月末まで衣替え期間を設けず、自己判断で夏服・冬服を選択して登校する。

・修了式や卒業式など、一部の行事については夏服・冬服を指定する。事前に生徒に連絡する。・授業中、暑いときは冬服の上着を脱いでもよい。ただし、脱いだときは半袖か長袖の体操服・半袖か長袖のカッターシャツ(男子)に限る。

※夏服の規定に関しては、裏面をご確認ください。

2 夏の体操服での登下校について

(1) 認められる期間 5月20日(月)～10月4日(金) 体育祭終了の週まで

(2) 許可される服装の種類 半袖または長袖体操服・ハーフパンツ または 夏服(上)・ハーフパンツ

(3) その他の注意点について

- ・熱中症対策のための特別な許可です。平日、長袖ジャージを着用しての登下校は暑さ対策として認めていません。暑い場合は半袖体操服・ハーフパンツを着用し、寒い場合は夏服か冬服を着用してください。夏服・冬服の中に着る衣類でも調整してください。
- ・上記期間中の登下校中はアームカバーやアンダーシャツの着用も許可します。(日焼け止めも許可しています)ただし、タイツは不可です。
- ・気温の変動に応じて、この期間を早めたり、延長したりすることがあります。その際は、改めて連絡します。
- ・常時換気を行うため、定期テストや総復習テストなども半袖体操服で受けてもよいこととします。
- ・式典等に関しては、気温等を考慮し、事前に夏服、または半袖体操服の案内をします。

3 その他の熱中症対策について

① 登下校時は帽子着用を推奨します。6月～10月中は体育等の外の活動時に必ず帽子着用とします。

・体育など運動を行う際にも着用するため、帽子の種類は常にキャップのみとします。

・キャップの色柄は自由ですが、運動に適した装飾の無いデザインで、華美でないものとします。

② 徒歩通学者に限り、登下校時に日傘を使用してもよいこととします。

・色の規定はありませんが、地味な色ものを使用してください。

③ 登下校時に、熱中症対策の首に巻く冷たいタオルを使用してもよいこととします。

・普通のタオルは不可とします。市販の熱中症対策用のものを使用してください。

(問い合わせ先 担当 安城南中学校 生徒指導主事 野村直孝 電話 75-3531)

参考：令和6年度のもので、変更がある可能性があります。

令和6年9月9日

保護者様

安城市立安城南中学校長 都 築 智

防寒着・防寒具の使用について

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご厚情を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、表題の件についてですが、下記を参考にさせていただき、使用の際には、保護者の皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

<使用期間> 今年度より制服同様、使用期間を設けません。本人及びご家庭の判断で、着用の判断をしてください。

<ウインドブレーカーについて> ※今年度より、登下校時のウインドブレーカー（下）の着用も許可します。

- 1 色 … 地味で目立たない色（白、黒、紺、茶、灰色など）を基調とする。安全面を鑑み、蛍光色が一部入っているもの可とする。また、メーカーロゴ以外の大きなロゴが入っていないものとする。
- 2 形 … 厚手でないものとします。体育や部活動での使用もあるため、ダウンジャケットは不可。フードのないものとします。ただし、襟の中に折り畳み、ファスナー等にきちんとうまくあてはまることができれば、フード付きも可とします。

<ネックウォーマー・スヌードについて>

- 1 色 … 地味で目立たない色（白、黒、紺、茶、灰色など）を基調とする（柄物も可とします）。
- 2 形 … ロや耳が隠れず、輪っか状につながったものとします。耳当てや長めに垂れるマフラーは、登下校や運動時の安全の観点から不可とします。

<手袋について>

- 1 色 … 地味で目立たない色（白、黒、紺、茶、灰色など）とします。
- 2 形 … 指が分かれているもので、紐でつながっていないものとします。

<タイツ・ストッキングについて>

- 1 色 … 黒色か肌色で無地に限ります。光沢や模様、目立つメーカーロゴ等があるものは不可とします。
- 2 形 … 厚さの規定はありません。ストッキングも可とします。
- 3 その他 … タイツやストッキングは、運動に適した生地ではないため、靴下の着用を推奨します。

足首までのレギンスやスパッツを着用する際は、靴下を着用してください。

短いスパッツを着用する際は、スカート丈からはみ出さない長さとしてください。

<その他>

- ・上記の期間中、冬服(上)にジャージ(下)を着用して防寒対策をしてもよいです。
- ・必ず記名し、教室の自分のロッカーやバックの中に保管してください。
- ・制服の上に、南中ジャージやカーディガンを着用しないようにしてください。
→ 制服の中に、厚めの服を着込むなどして防寒対策をしてください。
- ・ウインドブレーカーについては、部活動単位で購入する部もあるため、本人または部活動顧問にご確認ください。

(問い合わせ先 安城南中学校 担当：野村 直孝 TEL 75-3531)

誰もが安心して過ごせる南中

入学式と卒業式は冬服（正装）とします。

令和6年9月2日制定

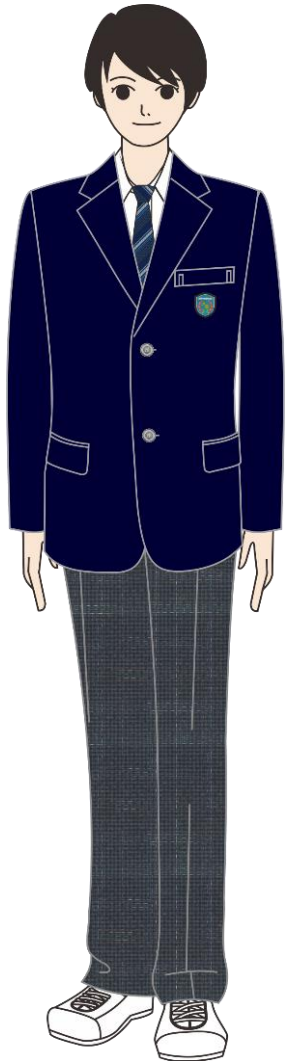
更衣期間は設けません。気候や体調に合わせ、各自で着用を考えます。

冬

(正装)



リボン



《ブレザー》

- ・本校指定のものとする。
- ・式典や行事など、学校から指定された場合は、ブレザー・ネクタイ・リボンの着用・不着用をそらえる。
- ・ブレザー着用の場合、名札はブレザーにつける。
- ・名札は左胸ポケットにつける。
- ・ブレザーのボタンは上の一つ、もしくは二つとも留める。

《防寒着》

- ・登下校時の防寒着として、ウィンドブレーカーの着用をしてもよい。(部活動指定のものでもよい。)
- ・タイツの着用をしてもよい。

(ストッキングは年中可)

- ・ブレザーの中にベスト、セーター、カーディガンを着用してもよい。(カッターシャツ・ポロシャツの上に着用)

- ・色は、黒、紺、茶、灰色の無地とする。網目模様のもので不可とする。

《ネクタイ・リボン》

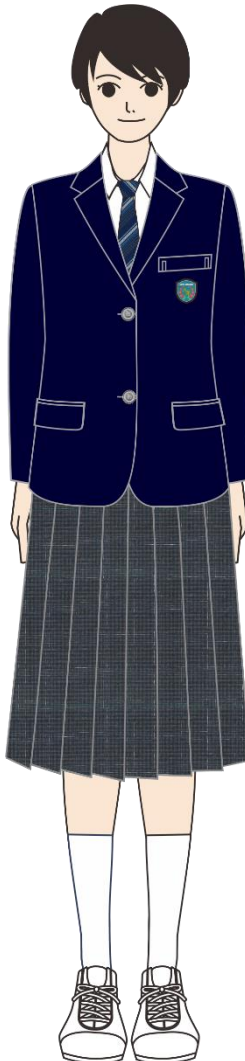
- ・入学式、卒業式は必ず着用する。
- ・始業式、終業式はカッターシャツの場合、着用する。
- ・集会、定期テスト、日常生活等では、外すことも可とする。

《シャツ・ポロシャツ》

- ・式典時にネクタイ・リボンを着用するため、襟があるものとする。
- ・冬用のシャツは、白色で無地のカッターシャツもしくはポロシャツとする。
- ・ブレザーを着用しない場合、名札はシャツの左胸につける。そのため、シャツはポケット付きのものとする。
- ・ネクタイ・リボンを着用しない場合の第一ボタンの開閉については自由とする。
- ・着用時、裾をボトムの中に入れる。
- ・インナーシャツは地味で目立たない色(白、黒、紺、茶、灰色など)で無地とする。南中の体操服も可。
- ・インナーシャツは襟から出ないものとする。

《ボトム》《ソックス》《靴》

- ・オールシーズンのため、夏服の記載に準ずる。

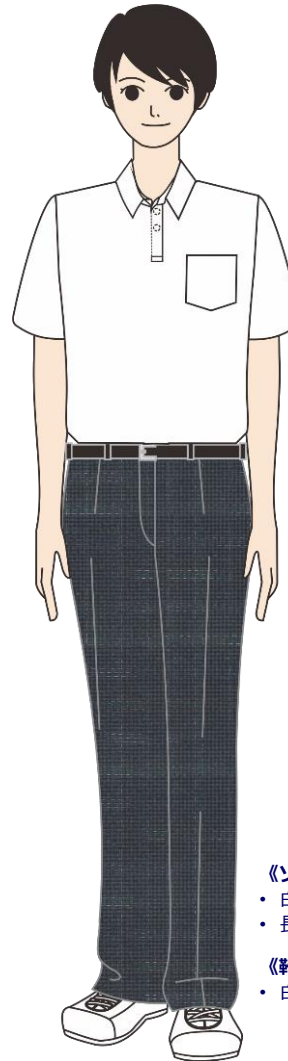


夏

(正装)



紺色
ポロシャツ



《シャツ・ポロシャツ》

※襟があるもの

(式典時にネクタイ・リボンを着用するため)

- ・夏用のポロシャツは、白・紺色で無地のものとする。(ボタンダウンも可とする。)
- ・また、冬用の白色シャツの着用も可とする。長袖・半袖の着用は個人で判断する。
- ・名札はシャツの左胸につける。そのためシャツは、ポケット付きのものとする。
- ・第一ボタンの開閉については自由とする。
- ・着用時、裾をボトムの中に入れる。
- ・インナーシャツは地味で目立たない色(白、紺、黒、茶、灰色など)で無地とする。南中の体操服も可。
- ・インナーシャツは襟から出ないものとする。

《ボトム》※冬夏共通

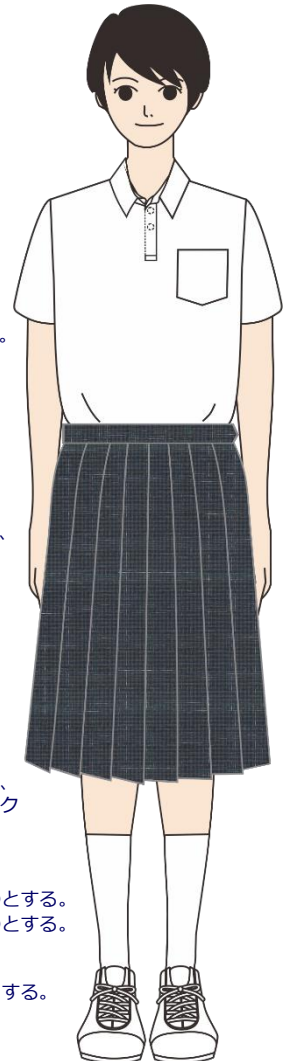
- ・本校指定のものとする。
- ・オールシーズンのため、夏冬兼用である。
- ・スラックスの丈は床につかない程度とする。
- ・スラックスの裾はシングル・ダブル共に可とする。
- ・スカートは丈はヒザが隠れる長さとする。
- ・スラックスのベルトは、幅2～3cm程度の黒、紺、茶、灰色等の地味な色のものとする。不必要に大きなバックルや華美なバックル付きのものは不可とする。

《ソックス》※冬夏共通

- ・白、黒、紺、灰色で、無地(メーカーのロゴは可)のものとする。
- ・長さは、くつ擦れにならない長さ及び、ひざ下までのものとする。

《靴》※冬夏共通

- ・白色の運動靴(無地)で、色や柄、ライン等のないものとする。



※お下がりでの着用等を想定して、旧制服の着用を許可します。また、新制服と旧制服の併用も可とします。
(新しく購入する場合は、新制服でそろえるようにお願いします。)